|  |
| --- |
| **１１０５．船舶・航空機資格変更届** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＫＰＣ０１ | 船舶・航空機資格変更届 |

# １．業務概要

本業務は、外国貿易船、外国貿易機、非外国貿易船、非外国貿易機の資格を変更するための情報を届出者が登録、訂正または取消しする。

届出者は、必要に応じて電子ファイルを添付することができる。

なお、本業務は「船舶・航空機資格変更届審査終了（ＫＰＥ０１）」業務が行われるまで訂正または取消しが可能である。

また、税関は、システムを介さずに行われた資格変更の届出について、その旨を登録する。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

２．入力者

（１）船舶の資格変更の場合

税関、船会社、船舶代理店

（２）航空機・プライベート機の資格変更の場合

税関、航空会社、汎用申請者

３．制限事項

（１）取消の場合は、電子ファイルの添付は不可とする。

（２）税関が実施する場合は、電子ファイルの添付は不可とする。

（３）１届出に対して当該業務で訂正を行える回数は最大９回とする。

４．入力条件

（１）添付ファイルチェック

（Ａ）共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。（使用可能な拡張子は、「ＥＤＩ仕様書　４．６．２　添付ファイルについて」を参照。）

（Ｂ）業務個別チェック

①ファイルあたりのサイズが、０バイトより大きく、別途システムが定める上限（最大１０メガバイト）以内であること。

②添付ファイルの合計サイズが、１０３０メガバイト以内であること。

（２）入力者チェック

（Ａ）入力者が船会社の場合

①システムに登録されている利用者であること。

②登録の場合は、入力された船舶コードに対する船舶ＤＢ上の船舶運航者と同一会社であること。

③訂正または取消の場合は、当初届出者と同一であること。

（Ｂ）入力者が船舶代理店の場合

①システムに登録されている利用者であること。

②登録の場合は、入力された資格変更港において船舶コードに対する船舶ＤＢ上の船舶運航者と受委託関係がシステムに登録されていること。

#### ③訂正または取消しの場合は、当初届出者と同一であること。

（Ｃ）入力者が航空会社の場合

①システムに登録されている利用者であること。

#### ②機長代行者／資格変更届利用者ＤＢに登録されている利用者であること＊１。

③登録で資格届履歴ＤＢが存在する場合は、入力された航空機コードに対して資格届履歴ＤＢに登録されている所属航空会社と同一会社であること＊１。

④訂正または取消しの場合は、当初届出者と同一であること。

（Ｄ）入力者が汎用申請者の場合

#### ①システムに登録されている利用者であること。

#### ②機長代行者／資格変更届利用者ＤＢに登録されている利用者であること＊１。

③登録で資格届履歴ＤＢが存在する場合は、入力された航空機コードに対して資格届履歴ＤＢに登録されている所属航空会社と同一会社であること＊１。

④訂正または取消しの場合は、当初届出者と同一であること。

（Ｅ）入力者が税関の場合.

①システムに登録されている利用者であること。

②監視担当部門であること。

（＊１）ただし、プライベート機の資格変更の場合は、チェックを行わない。

また、プライベート機で登録されていた資格届情報に対して、航空機に変更して資格変更届を登録する場合や、審査中にプライベート機から航空機に訂正した場合はチェックを行う。

なお、所属航空会社に「９９」と登録されている場合はエラーとする。

### （３）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

### （４）船舶ＤＢチェック

船舶の資格変更の登録及び訂正を行う場合は、以下のチェックを行う。

ただし税関利用者の場合は船舶情報が存在しない場合もエラーとせず、船舶基本情報が存在しない船舶コードに対する資格変更届情報の登録を行なった旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（Ａ）入力された船舶コードが船舶ＤＢに存在すること。

（Ｂ）削除の旨が登録されていないこと。

（Ｃ）以下に記載する入力項目が船舶情報と一致していること。

①「船舶コード」

②「船舶名称」

③「国籍」

④「種類」

⑤「所有者」

⑥「用船者名」

⑦「総トン数（自重）」

⑧「純トン数」

#### （５）資格届履歴ＤＢチェック

#### （Ａ）届出者が登録を行う場合

入力された船舶・航空機コードに対して「審査中」でないこと。

（Ｂ）届出者が訂正・取消を行う場合

入力された船舶・航空機コードに対して「審査中」であること。

（Ｃ）税関が登録を行う場合

入力された船舶・航空機コードに対して「審査中」でないこと。

#### （６）資格届ＤＢチェック

届出者が訂正・取消を行う場合

①入力された届出受理番号が資格届ＤＢに存在すること。

②最新の届出受理番号であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。

（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）届出先官署決定処理

入力者が税関以外の場合は、 入力された「届出先税関官署」を届出先官署とする。

入力者が税関の場合は、入力者が所属する税関官署を届出先官署とする。

（３）残存油算出処理

航空機の資格変更で「残存油１単位コード」に「ＬＢＳ」が入力された場合、以下のとおり残存油を算出する。なお、小数点３桁まで出力し、小数点３桁未満は切り捨てする。

①「ＬＢＳ」から「ＫＬ」に変換する場合は、「残存油１×０．５６７４８÷１０００」

②「ＬＢＳ」から「ＫＧ」に変換する場合は、「残存油１×０．４５３５９」

（４）届出受理番号の払出し処理

（Ａ）届出者が登録を行う場合

システムで届出受理番号を払い出す。

（Ｂ）届出者が訂正を行う場合

システムで届出受理番号に対する枝番を払い出す。

（Ｃ）税関が登録を行う場合

システムで届出受理番号を払い出す。

（５）船舶ＤＢ処理

入力者が税関の場合でかつ「資格変更種別」に以下の種別が入力された場合は、船舶資格が変更された旨を船舶ＤＢに登録する。

①「Ｆ：外国貿易船⇒沿海通航船」

②「Ｈ：沿海通航船⇒外国貿易船」

③「Ｉ：特殊船舶⇒沿海通航船」

④「Ｊ：沿海通航船⇒特殊船舶」

（６）資格届履歴ＤＢ処理

（Ａ）届出者の場合

届出状況を登録する。

（Ｂ）税関が登録を行う場合

マニュアル交付が行われた旨を登録する。

（７）資格届ＤＢ処理

（Ａ）届出者が登録を行う場合

入力された内容等を資格届ＤＢに登録する。

（Ｂ）届出者が訂正を行う場合

当該届出の訂正が行われた内容等を資格届ＤＢに登録する。

#### （Ｃ）届出者が取消しを行う場合

#### 当該届出の取消が行われた内容等を資格届ＤＢに登録する。

#### （Ｄ）税関が登録を行う場合

入力された内容等を資格届ＤＢに登録する。

### （８）添付ファイル格納ＤＢ関連処理

（Ａ）届出者が登録を行う場合

①システムで添付ファイル取得キー番号を払い出す。

②届出受理番号と添付ファイル取得キー番号をリンク付けて資格届ＤＢに登録する。

③あて先税関利用者の決定後、添付ファイル格納ＤＢに登録する。

（Ｂ）届出者が訂正を行う場合

（ａ）電子ファイルを添付する場合

①システムで添付ファイル取得キー番号を払い出す。

②届出受理番号と添付ファイル取得キー番号をリンク付けて資格届ＤＢに登録する。

③あて先税関利用者の決定後、添付ファイル格納ＤＢに登録する。

④資格届ＤＢに登録されている訂正前の添付ファイル取得キー番号を取り消す。

（ｂ）電子ファイルを添付せず「添付ファイル要否」に「Ｙ」が入力された場合

新たに枝番が払いだされた届出受理番号と訂正前の添付ファイル取得キー番号をリンク付けて資格届ＤＢに登録する。

（ｃ）電子ファイルを添付せず「添付ファイル要否」に「Ｎ」が入力された場合

資格届ＤＢに登録されている訂正前の添付ファイル取得キー番号を取り消す。

（９）注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

①税関が船舶の資格内変の登録を行う場合で、かつ当該港で出港差止めされている場合。

②税関が船舶の資格変更の登録を行う場合で、船舶情報が存在しない場合。

③「船舶・航空機識別」を「Ｐ：プライベート機」から「Ａ：航空機」に変更した場合。

④税関が「船舶・航空機識別」を「Ａ：航空機」から「Ｐ：プライベート機」に変更した場合。

（１０）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

# ６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 船舶資格変更届控情報 | 以下の条件を満たす場合に出力  （１）税関利用者以外の場合  （２）船舶の資格変更の場合  （３）届出種別に「９：登録」が入力されている場合 | 入力者 |
| 船舶資格変更届情報 | 届出先税関  （監視担当部門） |
| 航空機資格変更届控情報 | 以下の条件を満たす場合に出力  （１）税関利用者以外の場合  （２）航空機の資格変更の場合  （３）届出種別に「９：登録」が入力されている場合 | 入力者 |
| 航空機資格変更届情報 | 届出先税関  （監視担当部門） |
| 船舶資格変更届訂正・取消控情報 | 以下の条件を満たす場合に出力  （１）税関利用者以外の場合  （２）船舶の資格変更の場合  （３）届出種別に「５：訂正」または「１：取消」が入力されている場合 | 入力者 |
| 船舶資格変更届訂正・取消情報 | 届出先税関  （監視担当部門） |
| 航空機資格変更届訂正・取消控情報 | 以下の条件を満たす場合に出力  （１）税関利用者以外の場合  （２）航空機の資格変更の場合  （３）届出種別に「５：訂正」または「１：取消」が入力されている場合 | 入力者 |
| 航空機資格変更届訂正・取消情報 | 届出先税関  （監視担当部門） |
| 船舶資格証書情報 | 以下の条件を満たす場合に出力  （１）税関利用者の場合  （２）「税関出力要表示」に「Ｙ」が入力されている場合  （３）船舶の資格変更届をマニュアル交付した場合 | 入力者 |
| 航空機資格証書情報 | 以下の条件を満たす場合に出力  （１）税関利用者の場合  （２）「税関出力要表示」に「Ｙ」が入力されている場合  （３）航空機の資格変更届をマニュアル交付した場合 | 入力者 |

# ７．特記事項

（１）添付ファイルの内容は、システムではチェックを行わない。

（２）添付ファイルの取出しは、あて先税関利用者のみ可能とする。

（３）税関利用者で「税関出力要表示」に「Ｙ」が入力されている場合のみ、当該業務後、船舶・航空機資格証書を入力者に出力する。